

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	29 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月及び同年3月  
② 昭和60年4月から63年5月まで  
③ 平成元年2月及び同年3月

申立期間については、いずれも当時、父親が店に出入りしていたA信用金庫B支店の担当者に小切手と納付書を渡し、家族の国民年金保険料の納付を頼んでいた。

私以外の家族は保険料が納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年11月頃に払い出されており、当該記号番号により59年2月1日から国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人の国民年金加入手続は同年2月頃に行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

2 申立期間③については、2か月と短期間であり、オンライン記録によると、その前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、父親が家族4人（申立人、父親、母親及び夫）の国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、母親及び夫については申立期間③の保険料が納付済みとされており（父親は昭和63年\*月に60歳に到達していることから、申立期間③は国民年金の加入対

象外の期間。)、現年度納付されている申立期間③前後の期間の保険料が夫と同じ日に納付されていること(母親の納付日は不明。)が確認できる。これらのことから、父親が申立人のみ申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立期間①及び②についても、母親及び夫は、保険料は納付済みとされており、父親も申立期間①及び②のうち60歳に到達する前月の昭和63年\*月までの保険料は納付済みとされていることは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②の間である昭和59年4月から60年3月までの期間が当初は全額申請免除期間(平成5年2月に追納。)とされているのに対し、申立人以外の家族3人は、当該期間の保険料が納付されていることから、申立期間①及び②については、必ずしも父親が当時申立人を含めた家族4人分の保険料を併せて納付していたとは言えず、申立人以外の家族が保険料を納付していることをもって、申立期間①及び②の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は高齢のため、現在、事情を聴くことができない状態であることから、加入手続時の状況、申立期間の保険料の納付状況等は不明である上、C市の国民年金全件リストによれば、オンライン記録同様、申立人の申立期間①及び②の保険料は未納とされている。

さらに、父親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、20歳から7年近く国民年金保険料が未納とされていることを知った。未納とされている期間は実家で暮らしていたので、両親が保険料を納付していたと思う。立証できるような通帳や領収書等は一切残っていないものの、私が子供の頃から両親は、お金のことについてしっかりしており、私の保険料も納付していたと言っているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親は、国民年金に以前から加入しており、実家で暮らしていた私の国民年金保険料も一緒に納付してくれていたと思う。」と述べているところ、両親のオンライン記録によると、昭和47年5月から60歳に到達するまで保険料の未納は無く、60歳以降においても任意加入し、付加保険料を納付していることから、両親の保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、両親は、申立人の加入手続時期について記憶は明確ではないところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、昭和63年2月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際、申立人が短大を卒業したとする翌月の55年4月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、61年1月から同年12月までの保険料については過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、上記期間と同様に保険料を過年度納付することが可能であった申立期間直後に当たる昭和62年1月から同年3月まで

の保険料については、納付されていることが確認できるところ、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった両親が、過年度納付することが可能であった期間のうち、あえて同年1月から同年3月までの保険料についてのみ納付したとする事情は見当たらないことから、当該保険料と61年1月から同年12月までの保険料を併せて納付していたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和55年4月から60年12月までの保険料については、上記加入手続時期（63年2月）において、既に時効が成立しており納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、両親が申立期間のうち、昭和55年4月から60年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から49年5月まで

私が学生でA市に下宿していた昭和40年頃、母親から私のためにB市で国民年金の加入手続きを行ったと連絡があった。私が婚姻するまでの国民年金保険料も母親が納付してくれた。婚姻後の保険料は、私が婚姻(44年11月)で家を出る時に母親から自分で納付するように年金手帳を渡されたので、私自身で納付した。古い年金手帳を2冊持っていたが、C社会保険事務所(当時)から新しい年金手帳にするため、古い手帳を返すよう封筒が届いたので、2冊とも送付してしまい手元には無いが、古い手帳には確認印が全部押してあったのを覚えている。記録では、申立期間のうち保険料納付済期間が40年7月から同年9月までの期間のみとされ、この保険料が還付されたことは、母親から聞いたことがない。母親は30年前に亡くなっているので聞くこともできないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が婚姻するまでの国民年金保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、複数年にわたり付加保険料も納付していることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年9月27日にB市で払い出されており、その頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を申立人の20歳到達日である同年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられるが、申立人の国民年

金被保険者台帳を見ると、「取下げ」の印が押されており、同年7月から同年9月までの期間は保険料が納付されたことを示す(納)が押され、当該期間が還付されたことを示すと思われる記載がある。しかしながら、同市の国民年金被保険者名簿に取消及び還付の記録は無く、事務センター等においても当該期間の保険料が還付されたことを確認することができない。

さらに、申立人は、公簿上昭和39年4月から42年3月まではA市に居住していたことが確認でき、B市の国民年金被保険者名簿によると、「A市へS39.4.14 旧更新手帳二冊送付 41.3.17」「転入通知により確認 41.3.17」と記載されており、その頃に申立人のA市への転入通知が行われ、当時手帳の切替時期でもあったことから、この時点で手帳2冊が申立人に返却されたものと考えられる。当時のB市の国民年金保険料の収納方法は農協での3か月ごとの現金納付であり、国民年金手帳は同市で保管していたことから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が申立人の加入手続後、現年度納付が可能であった40年7月から申立人のA市への転入通知が行われた41年3月までの保険料を納付したとしても不自然ではない。

一方、A市への転入通知が行われた後の昭和41年4月以降の期間については、国民年金保険料納付は住所地で行うこととされていたことから、母親がB市においてA市に居住していた申立人の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間のうち婚姻後の期間について、国民年金手帳記号番号払出簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月26日にD市に払い出されており、その頃に加入手続が行われ、その加入手続の際に資格取得日を49年6月4日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄に「初めて被保険者となった日 昭和49年6月4日」と記載されていることとも符合している。申立人は同市に転居後、任意加入手続を行ったとしており、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち婚姻後の期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間のうち昭和41年4月以降の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和42年10月から45年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から45年1月まで  
② 昭和52年3月から60年3月まで

私は、申立期間①については、A町に住んでおり、国民年金保険料は、お金ができたときに1か月とか3か月とかまとめて同町役場で納付していた。昭和42年頃からは、夫が病気になり、生活が苦しくなったので免除申請手続を行った覚えもある。申立期間②については、B町に住んでおり、国民年金保険料を納付していたはずだ。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をA町役場で納付し、昭和42年頃からは、夫が病気になり、生活が苦しくなったので免除申請手続を行った覚えがあるとしているところ、申立人が所持する同年4月1日発行の国民年金手帳の記載内容を見ると、国民年金手帳記号番号（資格取得日 36年1月20日）、氏名及び生年月日は、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号とは相違するものの、申立人が主張するように、昭和42年度国民年金印紙検認記録欄のうち、42年4月から同年6月までの各月欄には同町の検認印が押され、同年10月から43年3月までの各月欄には申免と押され、43年度及び44年度国民年金印紙検認記録欄には、申請免除を承認する印が押されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている氏名は、申立人の氏名と非常に酷似しており、住所は申立人が当時居住地としていたとする住所と



一致、資格喪失日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和45年2月15日とされていることが確認できることから、当該国民年金手帳に記載されている納付記録等は、申立人が行っていたものと考えても不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人に対して、何らかの理由により昭和42年4月頃に、同年4月1日発行の国民年金手帳が作成・交付されていることから、この手帳発行日を基準とすると申立期間のうち、37年4月から39年12月までは時効により保険料を納付することはできず、40年1月から41年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、A町役場で納付していたとしているが、同町では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしているほか、同年4月から42年3月まで及び同年7月から同年9月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない上、同年7月から同年9月までの保険料を免除されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、前述の申立人が所持する国民年金手帳によれば、資格喪失日は昭和45年2月15日とされており、申立人が申立期間②に国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる形跡は見当たらない。このことは、B町において、申立人の加入記録及び納付記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間②は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日にA町に払い出されており、強制加入被保険者として同年10月1日に資格取得、37年4月1日に資格喪失したとされている。その後、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付及び免除することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立期間①のうち、昭和37年4月から42年3月までの期間及び申立期間②の保険料を納付したこと並びに同年7月から同年9月までの保険料を納付又は免除したことを示す関連資料（日記帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①のうち、37年4月から42年3月までの期間及び申立期間②の保険料を納付したこと並びに同年7月から同年9月までの保険料を納付又は免除したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年10月から45年1月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は16万円、同年10月から3年3月までは18万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人のB社における1回目の資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

- 4 申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における2回目の資格取得日に係る記録を同年10月8日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立人は、申立期間③のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における3回目の資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで  
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで  
③ 平成4年3月31日から5年4月1日まで

平成元年4月頃にA社にプログラマーとして入社し、3年3月31日まで継続して勤務したが、申立期間①について、厚生年金保険の記録が無い。

また、A社は平成3年4月頃に、B社に社名変更したと思うが、私は、継続して5年4月1日までプログラマーとして勤務したにもかかわらず、申立期間②及び③についても、厚生年金保険の記録が無い。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の証言により、申立人が平成3年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成2年8月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（3年2月1日。その後同年4月1日に訂正。）より後の同年4月8日付けで、2年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は、適用事業所ではなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、同社の複数の同僚が、同日以後も同社に継続して勤務していた旨証言しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）が、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日（平成3年4月1日）であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年7月及び取消し前の同年10月のオンライン記録から、同年8月及び同年9月は16万円、同年10月から3年3月までは18万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間

においてB社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社からB社に43人（申立人を含む。）が移籍したことが確認できるところ、当該43人には、いずれも当該期間において被保険者記録が認められず、このうち複数の同僚は、「申立人と一緒に、A社の事業主が設立したB社に移籍した。移籍前後も、両社に継続して勤務しており、勤務内容、給与形態等はいずれも変わっていない。」旨証言している上、上記の同僚のうち、2人から提出された給与支給明細書により、当該2人は、平成3年4月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の給与支給明細書の保険料控除額に基づいて推認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B社は、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本によれば、同社は、当該期間より前の同年3月\*日に法人登記されていることが確認できる上、上述のとおり、設立当初から申立人を含む多数の従業員が勤務していたことが認められることから、同社は、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成14年12月\*日に解散しており、当時の事業主に照会しても回答を得られないが、申立期間②において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の3年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③のうち、平成4年3月31日から同年10月8日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年3月31日と記録されているところ、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年3月31日）より後の同年10月8日付けで、同年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡及して行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は、適用事業所でなくなった平成4年3月31日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、同社の複数の同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨証言しており、

当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における1回目の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った平成4年10月8日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成4年2月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間において被保険者記録が認められない複数の同僚は、「当該期間において、申立人と同職種のプログラマーとして、B社に勤務した。同社に勤務した期間において、自分も、申立人も、業務内容や給与体系が変わったことはない。」と証言している上、このうちの1人から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、当該期間の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成4年10月8日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の給与支給明細書の保険料控除額に基づいて推認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本によれば、同社は、法人であることが確認できることから、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において、B社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間③のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間において被保険者記録が認められない同僚は、「B社において、平成5年3月末まで、勤務していた。申立人も同

じプログラマーの業務を行っており、途中で、業務内容や給与体系が変わったことはない。」と証言しているところ、当該同僚から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、当該期間に係る保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の給与支給明細書の保険料控除額に基づいて推認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B社は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所としての記録は確認できないが、商業登記簿謄本によれば、同社は、法人であることが確認できることから、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において、B社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の平成5年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間③のうち、4年11月1日から5年3月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、同僚から提出された給与支給明細書によると、当該同僚は、当該期間に係る保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、当該同僚は、「当該期間の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と証言している。

また、上述のとおり、B社は、既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、同社における当該期間の保険料控除等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間③のうち、4年11月1日から5年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、64万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、66万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月及び同年8月  
② 平成20年7月24日  
③ 平成20年12月24日

年金記録を確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が、明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、適正なものに訂正してほしい。

また、申立期間②及び③の賞与についても、厚生年金保険の記録が無かったり、明細書の保険料控除額に見合う標準賞与額より低額となっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（47万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていなかったと手続誤りを認めていることから、明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は64万1,000円、申立期間③は66万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月14日に当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の訂正届を提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めているとともに、申立期間③については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったと手続誤りを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（申立期間③については訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月16日から同年7月1日まで  
A社本社から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料（異動履歴）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同社の回答並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年6月16日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案6607

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月31日から同年9月1日まで

平成13年にA社に入社して以来、勤務地も仕事の内容もずっと変わりなく、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社及び関連事業所のB事業所に継続して勤務し（平成14年9月1日にA社からB事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成14年8月31日と誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6608

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月27日から同年11月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務していたにもかかわらず、人事異動により空白期間があるのは納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「発令申請書」、申立人から提出された転勤に係る同社の「証明書」及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年10月27日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和44年11月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案6609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月27日から同年11月1日まで

私は、申立期間においてA社で勤務していたにもかかわらず、人事異動により空白期間があるのは納得がいかないため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「発令申請書」及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年10月27日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和44年11月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和38年4月1日から平成13年3月31日の定年退職まで継続してA社で勤務したが、申立期間において厚生年金保険の記録の空白があるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カード及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日を確認できる資料等はないが、i) 申立人が「A社C支店で勤務していた同僚と交代するために転勤になった。」と述べていること、ii) 職員カードに記載されている申立人及び当該同僚の異動に係る発令日が、いずれも昭和44年9月9日とされており、当該同僚は、同年10月1日にA社C支店で資格喪失し、同日に同社B支店で資格取得していること、iii) 申立人及び当該同僚は、いずれも「転勤の直前又は直後に一緒に勤務した記憶は無い。」と述べており、申立人と当該同僚が同日に転勤した可能性が高いと考えられることなどから、申立期間については、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年8月の記録から、4万5,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の申立期間に係る資格喪失日又は資格取得日のいずれかの事務手続を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額を申立期間①は13万2,000円、申立期間②は40万4,000円、申立期間③は39万4,000円、申立期間④は40万2,000円、申立期間⑤は39万2,000円、申立期間⑥は39万6,000円、申立期間⑦は38万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日  
② 平成18年7月20日  
③ 平成18年12月20日  
④ 平成19年7月20日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月20日  
⑦ 平成20年12月20日

申立期間において、A事業所から賞与が支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間①から⑦までにおいて、13万8,000円から43万7,000円までの標準賞与額に見合う賞与が支給され、13万2,000円から40万4,000円までの標準賞与額に

見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、申立期間①は13万2,000円、申立期間②は40万4,000円、申立期間③は39万4,000円、申立期間④は40万2,000円、申立期間⑤は39万2,000円、申立期間⑥は39万6,000円、申立期間⑦は38万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が全ての申立期間について事務手続を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月1日から54年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年7月まで

海外勤務者は、海外勤務時給与（日本円でもらう国内給与分と現地通貨でもらう海外給与分を合算したもの）が支給されていた。

ところが、海外勤務となった昭和53年及び54年について、国内給与分のみを報酬として社会保険事務所（当時）に届出されている。

給与からは海外勤務時給与も報酬として算定した保険料が控除されていたので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年10月から54年7月までの期間及び同年9月から54年11月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、「申立人の給与支払明細書を確認したところ、昭和53年及び54年の報酬月額の届出については、本来、海外勤務時給与を報酬月額として届出すべきところ、国内給与分のみで届け出てしまったようだ。」と、当時の事務処理に誤りがあった旨を認めている。

さらに、A社の人事記録によると、申立人は、昭和53年6月22日から59年3月16日まで同じ海外勤務地に駐在していたことが認められるところ、i)当該人事記録では、申立期間後の海外勤務期間の標準報酬月額は、55年8月か

ら58年9月までは26万円、同年10月から59年3月まで28万円とされていること、ii) 健康保険組合の記録によると、54年8月の標準報酬月額が28万円とされていることから、申立人の当該期間における海外勤務時給与支給額に見合う標準報酬月額は28万円であったものと推認できる。

加えて、A社は、「昭和53年10月から54年11月まで（同年8月は除く。）は、海外勤務時給与支給額に見合う標準報酬月額で保険料を算定し、給与から控除していた。」と回答している。

したがって、申立期間のうち、昭和53年10月から54年7月までの期間及び同年9月から54年11月までの期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、上述のとおり当時の届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和54年8月、同年12月から55年7月までの期間については、前述のi) 及びii) の理由により、申立人の当該期間における海外勤務時給与支給額に見合う標準報酬月額は、28万円であったものと推認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間において厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額（5万2,000円）と一致していることが確認できる。

また、A社は、「海外現地給与からも厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明。」と回答している。

さらに、厚生年金基金の記録によると、昭和55年1月から同年7月までの標準報酬月額は5万2,000円とされており、厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月、同年12月から55年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年11月20日）及び資格取得日（昭和35年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月20日から35年5月1日まで

高校卒業後、A社に就職し、退職するまで継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において昭和31年7月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年11月20日に同資格を喪失後、35年5月1日に同資格を再取得しており、34年11月から35年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚が「B台風のあった昭和34年9月前から申立期間以後において申立人と一緒にA社に継続勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の上司であるA社の役員（専務）は、「申立人は、申立期間にC市で勤務しており、当時同市で一緒に勤務していた複数の同僚は、皆同じ職種で仕事内容も同じであり、申立期間において業務内容等の変更も無かった。」と証言しているとともに、一緒に勤務していた複数の同僚も同様

の証言をしており、当該複数の同僚及び上司は、いずれも申立期間の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月から35年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年7月から15年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月から16年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から16年8月まで

ねんきん定期便の記録では、申立期間に係るA社の厚生年金保険料納付額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額より少ないので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、18万5,000円から23万5,000円の給与が支給され、平成14年7月から15年3月までは18万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月から16年2月までは26万円、同年3月から同年8月までは24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成14年7月から15年3月までは18万円、同年6月は22万円、16年3月から同年8月までは24万円、給与明細書において確認できる支給合計額から、15年4月及び同年5月は19万円、同年7月から16

年2月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、給与明細書において確認できる支給合計額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる支給合計額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和27年6月17日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から26年3月14日まで  
② 昭和26年6月17日から27年6月17日まで

私は、昭和23年\*月に長女を出産し、半年たってから働きはじめ、A社で27年6月まで3年間ぐらい勤務した。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和26年6月17日と記録されている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が被保険者資格を喪失した後の日付（昭和26年8月1日及び27年3月1日）で標準報酬月額が変更された旨の記載が確認できる。

また、複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同じ日付で標準報酬月額の変更の記載がある同僚は、いずれも昭和27年3月以降に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険被保険者台帳によると、当該同僚が申立人と同じ日付で標準報酬月額が変更され、昭和27年9月9日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できるところ、申立人は、「この同僚は自分が退職した後もA社で働いていた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和27年3月以降もA社で勤務していたものと推認されるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に

おける資格喪失記録に係る「26」年の記載は、「27」年の記載誤りであり、社会保険事務所（当時）における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったものと推認される。

したがって、事業主は、申立人がA社において昭和27年6月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、4,500円とすることが必要である。

申立期間①について、A社は、昭和31年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明で、申立人が記憶する同僚も既に亡くなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「戦後すぐに勤務したが、正社員として勤務するまでの間は、社会保険に加入していなかった。」と述べていることから、A社は、入社から一定期間経過した後、社会保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

年金加入記録を確認したところ、平成20年6月支給分の賞与の記録が漏れていた。厚生年金保険料を控除されているので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成20年6月支給の役員賞与計算表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年2月24日、資格喪失日が22年3月31日とされ、当該期間のうち、申立期間①を含む15年2月24日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が主張する同年3月24日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間①に係る記録を取り消し、申立人の同社における被保険者資格の取得日を同年3月24日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月24日から同年4月1日まで  
② 平成15年4月1日から20年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社が年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、給付の対象とならない記録となっているので、給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が低額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年2月24日、資格喪失日が22年3月31日とされ、当該期間のうち、15年2月24日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、

申立期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（社会保険事務所において平成15年4月4日付け受付）により、同社は、申立人の資格取得日を同年3月24日として、社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成15年3月24日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳に記載された総支給金額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していた。」と回答している。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年5月8日、資格喪失日が19年10月1日とされ、当該期間のうち、申立期間①を含む15年5月8日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人が主張する同年5月8日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間①に係る記録を取り消し、申立人の同社における被保険者資格の取得日を同年5月8日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月8日から同年6月1日まで  
② 平成15年6月1日から19年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社が年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、給付の対象とならない記録となっているので、給付の対象となるよう記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が低額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年4月16日、資格喪失日が19年10月1日とされ、当該期間のうち、15年4月16日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、

当該期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（社会保険事務所において平成15年5月21日付け受付）により、同社は、申立人の資格取得日を同年5月8日として、社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成15年5月8日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、A社から提出された当該期間に係る賃金台帳に記載された総支給金額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していた。」と回答している。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月、3年1月及び12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月及び3年1月  
② 平成12年10月

申立期間①及び②はいずれも会社を退職したため、市役所で国民年金加入手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付した。私の今までの保険料の納付実績から分かるように、納付漏れがあったとは考え難い。納付するようという書面が郵送されてきたため納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職（平成2年12月）したため市役所で国民年金加入手続きを行い、金融機関で保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は6年3月に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続きはこの頃に行われたものとみられ、オンライン記録によると、同年3月に申立期間①を遡って国民年金被保険者期間とする処理が行われたことが確認できる。これらのことから、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入であったこととなり、納付書が送付されることはなく、申立人は保険料を納付することができなかつた上、前記加入手続き時期を基準とすると、申立期間①は既に2年の時効が成立していたことから、保険料を遡って納付することもできなかつたと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①同様に会社退職（平成12年10月）後に国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人に対して13年11月に納付書が作成されて

いることが確認でき、この時点において、2年の時効が成立していない国民年金加入期間は申立期間②以外には無いことから、当該納付書は申立期間②を対象として作成されたものと考えられ、少なくとも納付書が作成された同年11月時点においては申立期間②は未納であったものとみられる。

また、申立人は申立期間②の保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間②の保険料を上記納付書により過年度納付したとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したとする時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

- 3 A市の国民年金全件リストにおいても申立期間の保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年6月まで

私は、昭和36年4月から49年6月までの159か月は、国民年金の被保険者として保険料を納付しており、48年6月から55年6月までの85か月は、厚生年金保険の被保険者であった。社会保険事務所（当時）で相談したところ、「昭和48年6月から49年6月までの13か月は、国民年金保険料を還付しているはずだ。」と言っていた。しかし、その還付をした記録は無いとのことで、私も保険料を還付してもらった覚えは無い。

救済として、現在、国民年金の被保険者期間とされている146か月に申立期間の13か月を加え、実際に保険料を納付した159か月で年金が支給されることを希望するので認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和48年6月から55年6月までは、厚生年金保険の被保険者期間とされているものの、申立期間の国民年金保険料を現年度納付している領収証書を所持しており、申立期間当時に申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

このため、申立人は、救済として、現在、国民年金の被保険者期間とされている146か月に申立期間の13か月を加え、実際に保険料を納付した159か月で老齢年金が支給されることを希望している。

しかしながら、国民年金法によると、厚生年金保険の被保険者である期間は、国民年金の被保険者とはなり得ない期間とされていることから、申立期間を国民年金の被保険者期間とすることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金



保険料を納付していたものと認められるものの、申立期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

なお、申立人は、申立期間の保険料については、還付された覚えは無いと主張しているところ、オンライン記録には、申立人に対して申立期間の保険料が還付された形跡は見当たらず、還付整理簿についても廃棄済みであり、還付の事実を確認できる資料は存在しない上、申立人が居住しているA市においても、還付の事実を確認できる関連資料が見当たらない。これらのことを考え合わせると、申立期間の保険料は、申立人に対して還付されていなかったものとみるのが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月、同年11月及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月及び同年11月  
② 平成元年3月

公務員試験に合格し平成4年1月に採用されたので、母親が私の国民年金の未加入分を精算してくれることになった。母親は、同年夏頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む未納だった期間の保険料額として10万円弱を同市役所の年金担当職員に納付しており、これで未加入期間は無いと確認している。数年前に社会保険事務所（当時）から、保険料は2年分しか遡って納付できないとか、加入後に遡って納付された保険料は4万円から5万円しか納付していないとの説明を受けたが納付できないので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続及び保険料納付時期についてははっきり覚えていないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が平成4年夏頃にA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む未納だった期間の保険料額として10万円弱を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は5年7月7日に同市で払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿における手帳返付交付年月日欄に「5.6.15 手渡」と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは同年6月頃とみられ、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、当該記号番号により申立期間を含む国民年金の被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる。これらのことから、この加入手続時点を基準とすると、申立人が社会保険事務所から受けたとする説明のとおり、保険料は2年分しか遡って納付することができないため、申立期間は、制度上、既に納付時効が成立していたこととなり、母親が保険料を納付することはできなかったと考えるのが相当である。

さらに、上記加入手続時に被保険者資格を取得した申立期間以外の平成3年6月から同年12月までの期間については、当該加入手続時点において納付時効が成立しておらず過年度納付が可能であったところ、オンライン記録によると、同年6月の保険料（9,000円）が5年6月25日に、3年7月から同年12月までの保険料（5万4,000円）が5年8月13日に遡って納付されていることが確認できる。これらの保険料の合計額（6万3,000円）は、申立人が主張する納付額10万円弱には満たないものの、母親は、時効成立前であり遡って納付可能なこれらの期間についての保険料を納付したものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの期間及び同年7月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から50年3月まで  
② 昭和50年7月から平成元年8月まで

平成3年頃に初めて国民年金の加入手続をしたわけではないが、同年頃に社会保険事務所(当時)に相談に行って、これまでの保険料の未納を調べてもらった際に、遡って保険料納付することができるという説明を受けたので、申立期間の保険料として、20万円から25万円ぐらいを現金で納付した。その際に社会保険事務所の職員に「それで結構です。」と言われた。最近になって保険料は時効で2年しか遡って納付できないと聞いたが、当時はそのような説明は受けておらず、「結構です。」と言うことは今まで未納としていた保険料が全て納付されたということだと思っているので、未納は無いはずだ。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃に社会保険事務所に相談に行って、これまでの未納を調べてもらった際に、遡って保険料納付することができるという説明を受けたことから、申立期間の保険料として、20万円から25万円ぐらいを現金で納付したとしている。

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年12月であり、A市の国民年金口座振替対象者一覧表(除去分)における申立人の口座振替申込みの受付年月日が同年10月とされていることから、申立人の国民年金加入手続は同年10月頃に行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した昭和48年\*月に遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人が主張する時期に、社会保険事務所に相談に行ったことは推認することができる。

しかしながら、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び②は既に時効が成立していたことから、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。このことは、加入手続時点において時効成立前であり、遡って納付することが可能であった申立期間②直後の平成元年9月以降の保険料が納付されていることとも符合する上、申立人が遡って納付したとする保険料額（20万円から25万円ぐらい）は、同年9月から加入手続時点である3年10月までの保険料額（21万9,800円）とおおむね一致している。

また、申立人は、遡って保険料を納付した平成3年当時、国民年金保険料の時効は2年であるなどの説明は受けておらず、社会保険事務所の職員に「それで結構です。」と言われたことから、未納期間は無いとしているものの、A市B区の国民年金被保険者名簿に「以前に加入していたことがあるが、社保や旧住所地（C区）に行ったがなかったとのこと（カラ期間もなしと言われた）よって20才加入 但し、過去2年納めても延長加入しないと25年にならないことは本人了承ズミ 納めていくとのこと」と記載されていることが確認できることから、申立人は、B区で国民年金加入手続を行った時に、時効の説明を受け、申立期間①及び②を含む元年8月以前の保険料については、納付することはできないことを承知していたものと推認できる。

さらに、申立期間①及び②の間である昭和50年4月から同年6月までの保険料については納付済みとされているが、これは、上記国民年金手帳記号番号以外の記号番号が申立人に対し、同年8月頃に払い出されており、当該記号番号により保険料が納付されていたことが判明したことから、平成23年6月8日に追加訂正されたものである。当該記号番号における申立人の被保険者資格期間は、昭和48年\*月\*日（20歳到達時）から51年1月12日（元夫の厚生年金保険被保険者資格取得日）までとされていることから、申立期間①及び②のうち、50年7月から同年12月までの保険料については、当時過年度又は現年度納付することは可能であったが、申立人は、当時の保険料納付についての記憶は無く、その状況の詳細は不明であることから、これらの期間の保険料を当時納付していたと推認することはできない。

加えて、A市及びD市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して上記二つの国民年金手帳記号番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年6月まで

私は、会社退職（平成3年5月）後の夏頃と記憶しているが、A市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、冊子になった紺色か紫色の納付書が送付されてきたので、勤務先近くか自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付した。最初は毎月納付していたが、少し割引があったのである時期からまとめて納付した。領収書を受領したと思うがそれも今は無く、申立期間の保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間について、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成3年5月）後の夏頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後送付されてきた納付書で勤務先近くか自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳の受領についての記憶が無い上、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶も無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の加入者の資格取得状況から平成7年10月から同年12月までの間に払い出されたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年9月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかったもの

と考えられる。

さらに、A市は、同市が保管する国民年金加入記録及び納付記録の電子データには、申立人の申立期間に係る加入及び納付記録は見当たらないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3221 (事案 2226 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで

平成22年5月に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、申立期間の保険料は、母親か私が保険料を集金人に納付したはずである。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に払い出されていることから、その頃に加入手続が行われ、申立人が20歳になった42年\*月に遡って資格取得(後日に、厚生年金保険被保険者期間が判明したため、43年7月資格取得と訂正。)とする事務処理が行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかったことから、保険料は納付することができなかったこと、ii) 申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時から婚姻(57年5月)するまで転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 前述の申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、49年7月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、遡ってまとめて納付したことや金融機関で納付したことは無いとしており、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないこと、iv) 申立人は、母親が不在時には、申立人が国民年金保険料の納付を行い、その納付方法については、申立人が婚姻するまで、集金人に納付



し国民年金手帳に印を押してもらったとしているが、同市では、昭和 50 年度からは、集金人に納付する場合でも、国民年金手帳による印紙検認方式から領収書を交付する方式に変更されていたとしているほか、集金人制度は申立人の婚姻前の 53 年度末で廃止されており、申立人の記憶と相違すること、v) 申立人が申立期間当時に一緒に国民年金保険料を納付していたとする家族のうち、長弟については、国民年金の資格を取得した記録は無く、申立人の国民年金加入手続が行われたとする時期とほぼ同時期の 52 年 1 月に、実家が営む事業所で厚生年金保険の資格を取得している上、申立人は、実家が営む事業所に勤務していた元事務員が申立人家族の国民年金保険料の納付状況を承知していると述べているが、その元従業員は、申立期間の前の 43 年 6 月に退職しており、申立期間当時の状況は知り得ないほか、申立期間当時に保険料を納付していたとする母親は死亡しており、その状況を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人は、当初に申し立てたとおり、母親か自身が申立期間の保険料を集金人に納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われた時期（昭和 51 年 10 月）を基準とすると、申立期間のうち、43 年 7 月から 49 年 6 月までの保険料は時効により納付することはできず、同年 7 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、遡ってまとめて納付したことや金融機関で納付したことはないとしており、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできないなど、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成21年7月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月から同年10月まで

私は、平成21年3月に会社を退職したため、同年5月以降にA市役所で同年3月から同年6月までの期間について免除申請を行い全額申請免除とされた。その後、婚姻（同年11月）前の同年8月31日に夫と一緒に同市役所に行き、再び申立期間の免除申請を行ったことを覚えている。申立期間は、夫は全額申請免除とされているのに、私は未納とされている。申立期間が全額申請免除であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（平成21年11月）前の同年8月31日に夫と一緒にA市役所に行き、免除申請手続を行ったとしているが、申請後に送付される国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の受領の有無についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る免除申請手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、平成21年8月31日に申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、承認を受けたとしているが、オンライン記録及びA市の国民年金申請免除受付記録によると、同年6月15日に同年3月から同年6月までの免除申請が行われた記録は確認できるものの、申立期間に係る免除申請を受理した記録は無いことから、申立期間において、国民年金保険料の免除申請が行われ、承認されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録の納付督促事蹟<sup>せき</sup>及び納付書発行事蹟<sup>せき</sup>を見ると、申立人に対して、平成22年2月10日から23年2月11日までの間に8回の納付督促が行われ、21年12月17日、22年11月1日及び23年5月30日に納付書が

作成・送付されていることが確認でき、この納付督促対象期間及び納付書作成期間は申立期間であることから、申立期間の国民年金保険料免除申請が承認されていれば、これらの納付督促等が行われることは無く、申立期間について、国民年金保険料免除申請の承認を受けていたとは考え難い。

加えて、この時期は年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月頃に、当時同居していた姉が、姉と私の国民年金加入手続を行ったと思う。姉が他界したため、詳細は分からないが、申立期間の保険料は、姉がA市B区の自宅に来る集金人に私の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする姉は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である上、申立人は、申立期間の保険料は、姉がA市B区の自宅に来る集金人に納付していたとしているものの、同市では、昭和37年10月から集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収を開始したとしており、申立人の主張とは相違する。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月12日にA市B区で、姉と連番で払い出されていることから、その頃に申立人及びその姉の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、申立人の資格取得日を同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。申立人が所持する国民年金手帳3冊のうち、41年4月1日発行の国民年金手帳には、資格取得の欄に36年4月1日と記載されているものの、i) 発行年月日が記載されていない別の国民年金手帳には、資格取得の欄に39年4月1日と記載されており、この手帳の昭和39年度及び40年度国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていることから、加入手続時に交付された国民年金手帳であると推認されるこ

と、ii) オンライン記録及び同市の申立人の国民年金被保険者名簿共に、資格取得日は39年4月1日とされていること、iii) 申立人が所持する46年4月1日発行の国民年金手帳では、資格取得の欄は、36年4月1日から39年4月1日に訂正されていることから、前述の加入手続において、同年4月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、姉が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、姉と一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、前述の国民年金加入手続の際に、姉は、資格取得日を遡って昭和36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられることから、申立期間当時は、姉も国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものとみられる上、姉の納付記録を見ると、申立期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月1日から43年6月5日まで  
② 昭和43年10月31日から50年6月21日まで

昭和41年1月1日にA事業所に就職し、50年6月21日にB社を退職するまで仕事を続けてきており、途中で辞めたりしたことはない。

厚生年金保険の記録が、昭和43年6月5日から同年10月31日までの期間しかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所及びB社の元請け会社であったC社の人事担当者、並びにA事業所及びB社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①については、A事業所において、申立期間②については、同事業所又はB社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間①については、事業所台帳及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和42年8月1日から43年10月31日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、41年1月1日から42年8月1日までの期間については、適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所の同僚は、「自分は、A事業所の事業主の父親と同郷だったこともあり、個人的にも親しかった。申立人は、同事業所に採用されていたわけではなく、その父親に直接雇用され給料をもらっていたと、その父親から聞いたことがある。だから、同事業所に入社当初は、正社員ではなかったと思う。」と証言しているところ、申立人も、「A事業所に入社する際の面接は、事業主の父親にしてもらった。私は、当初は下請で、その後正社員にな

った。」と述べている。

さらに、A事業所は、昭和43年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡が取れないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②については、A事業所は、上述のとおり、昭和43年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和44年1月1日から45年11月28日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、43年10月31日から44年1月1日までの期間及び45年11月28日から50年6月21日までの期間については、適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和43年10月31日）に被保険者資格を喪失した同僚34人（申立人を除く。）のうち、16人（このうち、少なくとも4人が当該資格喪失後もB社において業務に従事していたことがうかがえる。）は、その後B社において被保険者資格を取得していないところ、同社の同僚は、「当時、経営が苦しかったので、A事業所で記録のあった人でも、B社では資格取得させなかった人もいるのではないかと思う。」と証言している。

加えて、B社は、昭和45年11月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、49年12月\*日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6620

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月1日から63年1月1日まで  
自分自身が記載した履歴メモ (作成日不明) には、「昭和62年12月31日、A社退任」と記載されており、実際にもそうであったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の二女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料によると、申立人の同社における退職日は、昭和61年12月31日とされていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和61年12月31日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、当時の同僚に照会しても、申立人の退職時期及び申立期間における勤務実態について回答が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月19日から39年3月22日まで  
② 昭和41年8月14日から44年8月6日まで

申立期間①について、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、A社B支店で採用され、複数の工事現場の事務所において、日雇労働者に関する事務等を担当していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和39年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が、当該期間においてA社B支店に勤務していたことが認めら

れる。

しかしながら、A社は、「社員データの中に申立人の名前が無いことから、申立人は正社員ではなく、現場採用であった可能性が高い。現場採用者に係る厚生年金保険の取扱いは一律ではなく、現場ごと、人ごとにまちまちであったと思われる。現在、昭和36年から46年までの期間の社会保険関係の書類を保管しているが、この中には、申立人の名前が記載された書類が無いことから、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を取得しておらず、給与から保険料を控除されることもなかったと思う。」と回答している。

また、申立期間後の昭和44年11月10日にA社B支店において被保険者資格を取得し、同社同支店において、支店管轄内の工事現場に勤務する者を含めて社会保険関係事務を担当していた同僚は、「工事現場の女性事務員の多くが厚生年金保険に加入していなかったので、会社として、加入を促進させる方策を検討した記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人の厚生年金保険の取扱いについてまでは、分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月頃から28年8月頃まで  
② 昭和29年3月頃から同年9月頃まで

申立期間①及び②について、A社で、漁船に乗って、漁に従事した。

申立期間②について、漁船で勤務中、左足を切断する事故に遭い、労働者災害補償保険法による給付も受けているはずであり、勤務していたことは間違いないので、当該期間について、年金記録の調査をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に勤務していた。昭和29年9月には、漁船に乗船中に事故に遭い、労働災害補償給付を受けた。」と主張しているところ、A社を管轄する労働基準監督署から提出された同社のものとみられる業務上災害に係る労働者災害補償調査票に記載されている内容が、申立人の主張と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間②当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社において船員保険の被保険者記録が認められる複数の同僚は、「A社には、多くの漁船があったが、小規模な漁船の乗組員は、船員保険の適用対象外だと、会社から言われていた。実際に、大きな運搬船に乗っていた時には船員保険の記録があるが、指令船に乗っていた時には、船員保険に入れてもらえなかった。」「集漁船に乗っている間は、船員保険被保険者証はもらえなかった。その後、巻網船本船に代わった時に、船員保険の被保険者資格を取得させてもらえた。」などと証言していることから、同社では、乗り

組む漁船の規模等に応じ、船員保険の取扱いが異なっていたことがうかがえるところ、申立人は、船員手帳を所持していないことから、乗船していた漁船を特定できない。

また、A社は、「申立期間当時の資料が無く、当時の事業主も死亡しているため、当時のことは何も分からない。」と回答しており、申立人に係る勤務期間及び船員保険又は厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記の同僚を含めA社において船員保険の被保険者記録が認められる複数の同僚及び同社において厚生年金保険の被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていないと証言していることから、申立人の同社における勤務期間、乗船していた漁船等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月頃から同年7月頃まで

申立期間において、A事業所で臨時職員として勤務した。

勤務期間中に入院し、その際に健康保険被保険者証を使ったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所の所在地、業務内容、通勤方法等について述べている内容が、B市からの回答の内容とおおむね符合していることから、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B市は、「正職員であれば共済組合に加入するが、共済組合に申立人の記録は無い。また、臨時職員や非常勤職員については、各部署単位で採用している。臨時職員や非常勤職員の人事記録の保存年限は5年間であるので、申立期間に係る資料は保存していない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び申立期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所は、「当時の人事や社会保険関係の書類は無く、当時のことを知る職員もいないので、何も分からない。」と回答しており、申立人も当時の同僚の名前を記憶していない。

なお、申立人は、「病気で8か月ぐらい入院した際に使用した健康保険被保険者証には、確か『日雇い』と書かれていたと思う。」と述べているところ、厚生年金保険法では、日々雇い入れられる者など一定の要件に該当する者については、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとされている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6624

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年1月頃まで  
高校の同級生二人と一緒にA事業所に入社し、昭和48年1月頃まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の事務担当者及び複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所台帳及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和48年4月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚二人についても、申立期間に係る被保険者記録が無く、A事業所が適用事業所となった日（昭和48年4月16日）に揃って被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の事務担当者は、「A事業所は、当初、個人経営だったため、社会保険に加入していなかった。」と証言しているところ、同僚は、「A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和48年4月のことで、それ以前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6625

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月頃から56年12月頃まで  
申立期間について、A医院に助手として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間においてA医院に勤務していたことが認められる。

しかし、A医院が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び同僚（助手）が、「A医院は、常態として医師2人（院長を含む。）と助手2人の個人診療所であった。」旨述べていることから、申立期間当時のA医院は、従業員数が常時5人以上とされる当時の厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、A医院は既に廃業しており、当時の院長も死亡している上、同医院の上記同僚も、当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていないと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6626（事案4553の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年3月31日まで

私は、A社に昭和28年3月20日頃入社し、研修を受けてから、事務的な仕事やセールスなどをしていました。しかし、翌年、私は進学を決意し、4月から学校に入学した。同社には、29年3月30日まで勤務したため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申立てをしたところ、平成22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、A社の同僚の名字を思い出したので再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時の同僚及び上司の名前を記憶しておらず、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚に聴取しても、申立人の同社における勤務実態をうかがわせる証言は得られないこと、ii) 同社は昭和49年12月\*日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社の当時の同僚の名字を思い出したとして、再度の申立てを行っている。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時において申立人が主張する名字の同僚は見当たらない。

なお、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間から約2年後の昭和31年2月14日に資格取得している申立人の主張と同じ名字の者が確認できるものの、当該同僚は、既に亡くなっており、年齢が申立人の主張とはかなり相違している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6627

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年7月まで

私は、A社設立のためにB社からA社に移籍したので、申立期間の標準報酬月額はB社の退職時の標準報酬月額5万6,000円と同じであるはずなのに、大幅に下がっている。申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、B社及びA社の厚生年金保険被保険者原票によると、いずれもB社からA社に移籍した当初、申立人と同様に移籍後の同社の方が低額であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

また、A社から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」により、申立人の同社における資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録と同額の4万2,000円として届けられていることが確認できる。

さらに、A社の経理責任者は、「B社は、残業がとても多い会社だったので、標準報酬月額は多かったと思うが、A社は、残業がそれほどでもなかったはずだ。」と証言している。

加えて、複数の同僚は、「A社に移籍後の初めの給与は、B社の基本給を維持することが条件になっていた。申立期間に係る自分の標準報酬月額に間違いがあるとは思っていない。」旨証言している。

このほか、A社の厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない上、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日頃から34年4月1日まで

私は、申立期間において、A社で勤務したにもかかわらず、同社の年金記録が無い。学校の紹介で就職したので、厚生年金保険に入っていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、21年3月1日から33年7月31日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、昭和36年6月\*日に解散し、同年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務期間及び申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、「A社からB社にはすぐに転職しておらず、間が空いていたが、どのぐらいの期間かは覚えていない。」としており、申立期間の終期に係る記憶が明確ではない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から同年10月1日まで  
私は、昭和40年5月1日から53年8月10日まで継続してA社B支店で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間当時、A社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A社B支店を昭和41年2月28日に離職しており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる上、申立人には、申立期間における雇用保険の記録が確認できない。

また、A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和41年3月1日にA社B支店の被保険者資格を喪失した後、同年4月5日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。加えて、申立人が同年10月1日に新たな健康保険整理番号で被保険者資格を再取得した旨の届出は、社会保険事務所（当時）において同年10月22日に処理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6630

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月21日から32年4月1日まで

私は、前職退職後の昭和31年10月21日からA事業所で勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が32年4月1日とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録及び共済組合から提出された履歴書により、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A事業所は、昭和32年4月1日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所は、「社会保険及び給与関係の書類を保管していないため、当時の届出や保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、連絡先が明らかでないため、申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、A事業所が厚生年金保険の任意包括適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて二人のみであることから、A事業所は、申立期間において強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から平成19年7月まで

昭和49年4月に標準報酬月額が大きく低下しているが、転勤時に給与が減額された記憶は無く、転勤前の水準から退職まで給料は毎年上がっていたので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から63年9月までの期間については、申立人は、「昭和49年4月に、A県のB社本社からC県の同社D支店に転勤した際、標準報酬月額が12万6,000円から8万円に大きく低下しているが、転勤時に給与が減額された記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が転勤した昭和49年4月の前後3年の間にB社D支店に転勤した同僚8人の異動前後の標準報酬月額を確認したところ、7人は申立人と同様、異動後の同社D支店における標準報酬月額が異動前の標準報酬月額より6,000円から6万6,000円低下していることが確認できる。

また、B社は、「申立人の転勤当時の資料は残っておらず、詳細は不明である。しかし、申立人は、残業が多い本社の部門から、残業がそれほど多くないD支店に異動したため、同支店は残業代を本社勤務の時ほどは見込まなかったこと、申立人は本社勤務時も同支店勤務時も会社の独身寮等に入居されていたとのことであるから、現物給与の標準価額が、本社所在地のA県がD支店所在地のC県より高額であったことが、標準報酬月額が低下した原因と思われる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚及び前述の8人の同僚計9人の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較しても、当該期間において申立人の標準報酬月額のみが不当に低いとされる状況はうかがえない。

申立期間のうち、昭和63年10月から平成3年8月までの期間及び6年1月

から14年12月までの期間については、B社が加入していた健康保険組合から提出された資料により、申立人に係る当該健康保険組合の標準報酬月額は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成4年3月から5年12月までの期間及び15年1月から19年7月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、B社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、当該期間における総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成3年9月から4年2月までの期間については、健康保険組合から提出された資料により、申立人の当該健康保険組合の標準報酬月額は53万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額（47万円から50万円）を超えていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、定時決定処理により平成3年10月に47万円から50万円に変更されており、上述のとおり、申立人は、当該期間直前の期間においてオンライン記録の標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられることから、当該期間のうち、同年9月についても、当該期間直前の同年8月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

また、B社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は、上述のとおり、当該期間直後の期間においてオンライン記録の標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるとともに、定時決定の規定により、平成3年10月から4年9月までは同額の保険料が控除されていたと考えるのが妥当であることから、当該期間のうち、3年10月以降の期間については、当該期間直後の4年3月と同額の厚生年金保険料を給与から控除されていたものと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6632

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月3日から41年5月7日まで  
② 昭和47年10月2日から同年11月1日まで  
③ 昭和48年3月2日から同年5月6日まで  
④ 昭和51年6月21日から同年8月1日まで  
⑤ 昭和51年11月15日から同年12月15日まで  
⑥ 昭和52年2月6日から同年7月4日まで  
⑦ 昭和58年9月2日から59年8月1日まで  
⑧ 昭和61年3月8日から同年10月1日まで  
⑨ 昭和63年8月17日から平成元年3月16日まで  
⑩ 平成5年11月12日から同年12月27日まで  
⑪ 平成6年1月31日から同年2月10日まで  
⑫ 平成6年3月3日から同年3月10日まで  
⑬ 平成6年10月16日から7年1月15日まで  
⑭ 平成10年10月27日から11年8月28日まで  
⑮ 平成12年5月10日から同年6月10日まで  
⑯ 平成12年10月10日から13年1月15日まで  
⑰ 平成16年11月14日から同年12月26日まで  
⑱ 平成17年6月10日から同年7月31日まで  
⑲ 平成18年6月16日から同年6月24日まで

申立てに係る事業所について、勤務した期間に対し、厚生年金保険の被保険者期間が短かったり、被保険者記録が無かったりしているので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も明らかでないことから、申立人の同社における当該期間の勤務実態について確認できない。

また、申立人は、申立期間①を含む昭和39年4月1日から41年4月30日ま

での期間について、A社とは別の事業所において、共済組合員であった記録が確認できる。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

申立期間②について、申立てに係るB事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、B事業所の所在地等について記憶が曖昧であることから、申立てに係る事業所を特定できない。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人のB事業所における申立期間②の勤務実態について確認できない。

加えて、C共済組合の記録によると、B事業所と名称が類似するD事業所が申立期間②当時、同共済組合に加入していたことが確認できるが、申立人には同事業所における共済組合員記録は確認できない。

申立期間③について、E事業所は、当該期間において、F共済組合に加入しており、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないところ、申立人には同事業所における共済組合員記録は確認できない。

また、E事業所が加入しているG連合会は、「申立期間③とは異なるものの、昭和47年11月1日から48年2月1日までの期間において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する者が、E事業所の職員として勤務していた記録が確認できる。」と回答しているが、申立人は、「G連合会が回答した期間においてE事業所に勤務することはあり得ないので、それは別人の記録である。」と主張しており、ほかに申立人の同事業所における申立期間③の勤務実態をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、H社が保管する社会保険の台帳に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

また、申立人のH社に係る雇用保険の離職日（昭和51年6月20日）の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している上、ほかに申立人の同社における申立期間④の勤務実態をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立てに係るI社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人のI社における申立期間⑤の勤務実態について確認できない。

さらに、商業登記簿によると、本店の所在地が異なるI社と同一事業所名の法人が確認できるが、当該事業所は、申立期間⑤以後の昭和59年1月20日に設立された法人である。

申立期間⑥について、J社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書に記載されている申立人の取得日及び喪失日は、オンライン記録の取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人のJ社に係る雇用保険の資格取得日及び離職日は、いずれもオンライン記録の資格取得日及び喪失日と符合している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑥において、国民

年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑦について、雇用保険の記録及びK事業所の回答により、申立人が、当該期間のうち、昭和59年5月1日以降の期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、K事業所は、平成8年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦において適用事業所であった記録は確認できない。

また、K事業所は、「申立期間⑦には、厚生年金保険の適用を受けておらず、職員には、個々に国民年金に加入してもらっていた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑦において、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間⑧について、L社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届及び賃金台帳（パート・アルバイト含む。）には、申立人に係る記録は確認できない上、ほかに申立人の同社における当該期間の勤務実態をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑧において、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間⑨について、M事業所は、「正確な日付を確認できる資料は無いが、申立人が申立期間⑨当時、当事業所に勤務していた。」と回答していることから、申立人が、当該期間当時、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、M事業所は、「申立人は、当初、短時間労働者であったことから、社会保険の手続きは行っておらず、正社員になってから届出を行った。」と回答しており、同事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された申立人の取得日及び喪失日は、オンライン記録の取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人のM事業所における雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑨において、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間⑩について、N事業所は、当該期間当時の人事記録等を保管していないと回答しており、申立人から当時の同僚の名前を聴取できないことから、申立人の同事業所における当該期間の勤務実態について確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑩において、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑪について、O社が保管するタイムカードにより、申立人は、当該期間より後の平成6年2月10日から同年2月19日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、O社は、「当社では、3か月間の試用期間があり、当該試用期間中は厚生年金保険に係る手続きは行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、同社が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳において、申立人は、申立期間⑪に係る厚生年金保険料を控除されていない

ことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑪において、国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑫について、P社は、「保管する給与明細書（控）によると、申立人は、当該期間後の平成7年3月17日から同年3月30日まで、当社に勤務していた。」と回答している。

しかしながら、P社は、「当社では、3か月間の試用期間があり、当該試用期間中は厚生年金保険に係る手続は行っていない。また、当社が保管する給与明細書（控）において、申立人の厚生年金保険料は控除されていない。」と回答している。

申立期間⑬について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間のうち、平成6年10月31日以降の期間においてQ事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、Q事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、同事業所を承継したR社が適用事業所となったのは、申立期間⑬より後の平成11年6月8日とされている。

また、R社は、「申立期間⑬当時のQ事業所に係る資料は保管しておらず、当時の同事業所の状況は不明。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑬において、国民年金に加入して、当該保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑭について、S社の事業主の妻は、「申立人のことを記憶している。保管しているメモに、申立人の名前と勤務期間（平成7年4月13日から8年1月15日まで）が記載されている。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑭とは異なる平成7年5月1日から8年1月17日までの期間において同社での被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、上述の厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間において雇用保険の記録も確認できるものの、それ以外の期間については、雇用保険の記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑭のうち、大半の期間は国民年金に加入し、一部の期間において申請免除とされていることが確認できる。

申立期間⑮について、T社が保管する勤務表により、申立人は、当該期間と異なる平成9年5月24日から同年5月30日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、T社は、「当社は、当時、1か月間の試用期間を設けていたが、その間は厚生年金保険の資格取得の手続を行っていない。申立人は、試用期間中に退職したと思われる。」と回答しており、同社が保管する申立人の源泉徴収簿において、申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑮において、国民年金に加入し、法定免除とされていることが確認できる。

申立期間⑯について、U社の当時の理事は、「申立人は、その主張する期間

とは異なるが、1か月弱ぐらい勤務していたと記憶している。」と証言していることから、その時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上述の理事は、「申立人の勤務期間は1か月ぐらいと短かったので、厚生年金保険に係る手続は行っていない。」と証言している。

また、申立期間⑯にU社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑯において、国民年金に加入し、法定免除とされていることが確認できる。

申立期間⑰について、V社は、「申立人は、短い期間であるが、当社に勤務していた。」と証言していることから、その時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、V社は、「当社では、当時、3か月間の試用期間を設けていたが、申立人は、試用期間中に退職しており、厚生年金保険に係る手続は行っていない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑰において、国民年金に加入し、法定免除とされていることが確認できる。

申立期間⑱について、W事業所は、「申立人は、短い期間であったが、当事業所に勤務していた。」と回答していることから、その時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、W事業所は、「当事業所では、当時、2か月間の試用期間を設けていたが、申立人が勤務していた期間は短期間であったので、厚生年金保険に係る手続は行っていない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間⑱において、申立人は、国民年金に加入し、法定免除とされていることが確認できる。

申立期間⑲について、X事業所が保管する給与明細書（控）及び申立人の記名押印のある給与受領書により、申立人が申立期間⑲とは異なる期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、X事業所は、「申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する前に退職している。」と回答しており、同事業所が保管する申立人の給与明細書（控）において、申立人の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑲において、国民年金に加入し、法定免除とされていることが確認できる。

このほか、申立期間①から⑲までの期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑲までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③のうち、昭和32年2月1日から同年8月10日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和32年8月10日から34年2月3日までの期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年2月16日まで  
② 昭和21年2月16日から27年2月1日まで  
③ 昭和32年2月1日から34年2月3日まで

申立期間①について、私のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和20年12月1日となっているが、終戦による復員後に同社で残務整理を行っており、同社から21年2月15日までの在職を証明してもらっているため、当該期間において厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私のB事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和27年2月1日となっているが、A社を退職後すぐに、B事業所で勤務しているため、当該期間において厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③について、私は、B事業所及びC事業所（B事業所が名称を変更。）に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が途中で空白となっているため、当該期間において厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された在籍証明書及び人事記録によれば、申立人のA社における在籍期間は、昭和17年3月11日から21年2月15日までとされているものの、このうち、申立期間①を含む20年10月31日から21年2月15日までの期間は、休職扱いであることが確認できる。

また、A社は、申立人の休職期間における給与の支給及び厚生年金保険料

の控除の有無については不明と回答している上、申立人は、当時の上司及び同僚について、記憶しているのは姓のみであることから、該当者を特定できず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、B事業所の複数の同僚の証言から判断して、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所台帳によれば、B事業所は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に申立人と一緒に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「自分は、B事業所に昭和25年6月から勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録は27年2月からであり、それ以前は、同事業所が厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料の控除も無かった。」と証言している。

さらに、B事業所の事業主は既に他界しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、B事業所及びC事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の従業員の証言から判断して、申立人が当該期間当時、B事業所及びC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、昭和32年8月10日以降、申立人がC事業所の事業主であった旨記録されていることから、申立期間③のうち、同年8月10日以前の期間については、申立人がB事業所に勤務していた期間であることがうかがえるところ、同事業所の事業主は既に他界しており、当時の事務手続担当者の連絡先も明らかでないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、厚生年金保険法では、個人事業主は厚生年金保険の被保険者となることができない旨定められているところ、申立期間③のうち、昭和32年8月10日以降の期間については、上述のとおり、申立人は、C事業所の事業主であったことが確認できる上、当該期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある従業員は、「C事業所は、昭和34年頃に法人化されるまで個人事業所であり、申立人が事業主であった。」と証言しているとともに、商業登記簿謄本及びオンライン記録によれば、申立人が昭和34年2月\*日の法人化に伴いD社の代表取締役となり、その翌日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③のうち、昭和32年8月10日以前の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立人は、申立期間③のうち、同年8月10日以降の期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6634

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から47年3月1日まで

専門学校卒業後、A社に勤務したが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間のうち昭和42年4月1日から46年9月30日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の勤務実態について証言している同僚が申立人と一緒に勤務したとする期間は、当該同僚のA社における厚生年金保険被保険者期間より長い上、当該同僚の中には、「A社では希望者のみ社会保険に加入させていた。」と証言する者がいるとともに、申立人が同じ専門学校から一緒に入社したとして名前を挙げた同僚については、同社における被保険者記録が確認できないことから、同社では、全ての従業員を対象として入社と同時に社会保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚には、同社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の被保険者記録が確認できるところ、申立人については、当該基金及び健康保険組合の被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月1日以降の期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社を承継したB社は、「当時の資料は無く、当時を知る者もいないため、申立人の在籍さえも確認できないが、健康保険組合を通じて年金の



得喪手続をしている。仮に手続を失念していたとしても毎年行う標準報酬月額  
額の定時決定の届出の際において判明するはずである。また、欠番等不備が  
なければ申立人は社会保険に加入していなかったのではないかと考えられ  
る。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認  
できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事  
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月28日から30年1月1日まで

私は、A社を一度は退職し、再び入社した。しかし、2度目の勤務期間に係る厚生年金保険の記録が空白となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社勤務に係る詳細な申立内容及び同僚の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社を一度退職した後、再度入社したことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当時の複数の同僚について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、理由は明らかでないが、当時の同社では、全ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の事業主は、既に死亡していることから、申立人が2度目に勤務した期間及び当時の同社における厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6636

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月10日から同年8月27日まで  
② 昭和32年7月10日から同年8月21日まで  
③ 昭和32年10月22日から同年11月22日まで

私は、昭和30年7月10日から同年11月13日までの期間及び32年7月10日から同年11月22日までの期間、季節労働者としてA社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間は同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は、既に死亡している。

また、申立期間①、②及び③においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、見習の期間だったかもしれないと述べている。

加えて、昭和30年7月9日から同年8月26日までの期間及び32年6月26日から同年8月20日までの期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6637

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年10月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間の給与支給額が5万円ほどであったと記憶している。しかし、年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が低い額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、A社における女性の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額とされており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主の妻（元取締役）は、「当時の資料は保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額について、遡った訂正等不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年頃から20年7月3日まで

私は、昭和19年頃にA市にあったB社に入社し、20年頃にC町に同社が疎開した記憶があるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。19年12月の地震の時、同社社長から避難するよう指示を受けた記憶と20年\*月\*日の空襲についての記憶もあり、同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社で勤務中に遭遇した地震等について詳細に記憶しており、同僚の証言内容と符合していることから、入社時期は特定できないが、申立人が少なくとも当該地震が発生した昭和19年12月\*日には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和20年7月3日に被保険者資格を取得している申立人を含む16人のうち、連絡先が判明した同僚は、「私は、昭和20年4月に入社したと思う。」と回答していることから、申立期間当時、同社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、「申立期間当時の人事記録や厚生年金保険料の控除についての資料は保存していない。」と回答しているため、申立人の入社時期及び申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6639

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から同年7月1日まで

私は、A事業所を退職後に公共職業安定所の紹介でB社に入社し、申立期間において勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している。

また、B社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から20年3月まで

申立期間について、標準報酬月額が低額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳に記載された申立期間の総支給金額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳に記載されている申立期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していた。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月21日から同年12月21日まで  
会社から説明があつて、A町の事務所に手続と保険料の払い込みに行った。間違いなく申立期間の厚生年金保険料も払った。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、B社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和58年6月21日時点において、当時の厚生年金保険法第15条の規定に基づく老齢年金を受けるために必要な被保険者期間が、20年（240か月）に達していることが確認できることから、申立人は、制度上、申立期間において厚生年金保険第四種被保険者となることができない。

また、厚生年金保険第四種被保険者は、制度上、社会保険事務所（当時）に申し出て同資格を取得し、社会保険事務所から交付された納付書により厚生年金保険料を納付することとされていることから、社会保険事務所ではない場所において同資格の取得手続及び保険料納付を行うことはできない。

さらに、厚生年金保険第四種被保険者の健保記号番号索引簿に申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付したことを確認できる領収書等の関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6642

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月頃から同年9月1日まで

私は、昭和46年2月頃からA事業所に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立期間当時の資料は無く、当時を知る社員もいない。」と回答している上、当時の同事業所の事業主及び事務担当者は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚3人は、既に死亡している上、申立期間においてA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における資格取得日は昭和46年9月2日とされており、厚生年金保険被保険者資格取得日（同年9月1日）と1日違いながら近似していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6643（事案5196の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月21日から32年12月5日まで

私は、昭和30年10月にA社に入社し、その後34年4月まで勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。被保険者記録が無いのは不自然であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申し立てたところ、平成23年1月26日付けで、申立期間について年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、昭和30年10月にA社に入社する時に、社長、社長の弟及び会長の夫の前で厚生年金保険、失業保険等が適用される旨確認した。また、父親からも、「社会保険制度がある会社か」と、何度も念を押されたので強く覚えている。記録が無いのは納得がいかないのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「私は、昭和31年3月頃、A社に入社した。私が入社した時には、申立人は、既に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、昭和31年3月前から同社に勤務していたことがうかがえるが、オンライン記録によると、同社は、32年12月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前の期間において適用事業所であった記録が確認できない上、同社は、40年6月25日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「昭和30年10月にA社に入社する時に、社長、社

長の弟及び会長の夫の前で厚生年金保険の適用がある会社であることを確認した。」と新たに主張し、再度申立てがなされた。

しかし、商業登記簿によると、申立人が主張するA社の社長は、申立人が同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に代表取締役就任していることが確認できる。

また、A社が商号変更したB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が主張する社長及び社長の弟はいずれも連絡先が明らかでなく、会長の夫については特定できず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6644

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月21日から28年2月1日まで  
② 昭和32年7月20日から36年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間当時の事業主の息子がA事業所の清算人でもある元事業主は、「当時は法人化する前で、個人事業所であった。一切の記録は残っていないが、申立人が在籍していた記憶はある。」と回答している。

しかし、A事業所は、申立期間①より後の昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立期間①当時の事業主の娘は、「申立期間①当時は会社組織ではなかったので厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と証言している。

申立期間②について、当該期間にB事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、55人に聴取したところ、2人が「申立人を記憶している。」と証言していることから、期間は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、複数の同僚が入社日と資格取得日が相違していると証言していることから、B事業所では申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと考えられる。

また、申立人が名前を記憶している同僚2人には、申立期間にB事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、B事業所は、「申立期間当時の資料が無いため不明。」と回答している上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、B事業所の昭和32年3月29日から36年3月25日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から同年6月1日まで

私は、昭和30年3月1日にA社に入社したと記憶している。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得られない。

また、複数の同僚が「試用期間があったと思う。」と証言しており、申立期間当時のA社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から35年8月20日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性21人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17人に支給記録があり、そのうち16人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「A社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言しており、同社の現在の事業主も、「会社が手続することもあったと思う。」と回答していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和35年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記

録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案6647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月15日から同年9月8日まで  
② 昭和25年11月9日から34年12月26日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金の支給日とされる昭和35年3月8日には、海外移住に伴い移民船の船中にいたことから、脱退手当金を受け取ることはできないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性16人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に支給記録があり、そのうち15人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答していたことが記録されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、昭和35年3月1日に支給決定、同年3月8日に支払を行ったことが確認できるな

ど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。